

優先取組物質の見直しについて

1. 経緯

平成 8 年の大防法改正により、有害大気汚染物質対策の制度化がなされ、同年 10 月 18 日付け中央環境審議会答申「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第二次答申）」において、「優先取組物質」として 22 物質が列挙されている。

その後、平成 11 年に化管法の制定により、有害性のある化学物質の環境への排出量等を把握する PRTR が制度化されたことから、平成 12 年 12 月 19 日付け中央環境審議会答申「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第六次答申）」において、優先取組物質については PRTR 制度による情報や最新の科学的知見を元に見直すことが必要とされたところである。

化管法については、最新のデータにより対象物質の見直しが行われ、平成 20 年 11 月に化管法施行令が改正されて 462 物質、100 物質がそれぞれ新しい第一種指定化学物質、第二種指定化学物質として選定されたところである。

これらの状況を踏まえ、今般、優先取組物質を見直すこととし、その具体的な作業に当たっては、化管法対象物質の選定の考え方及び選定時に用いられた最新の有害性、曝露性の情報等を活用し、また、必要に応じて、有害性、曝露性の情報を別途、個別に確認したうえで、それぞれ以下に掲げる考え方及び選定基準により物質を選定することとした。

2. 優先取組物質の見直しについて

2. 1 基本的な考え方

優先取組物質は、平成 8 年 1 月 30 日付け中央環境審議会答申「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（中間答申）」にて示されている「国内外に人の健康への有害性についての参考となる基準値がある物質でこれらの値に照らし大気環境保全上注意を要する物質群、又は物質の性状として人に対する発がん性が確認されている物質群」（B 分類物質）に該当するものであり、第二次答申において、有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質リストの中から、当該物質の有害性の程度や我が国の大気環境の状況等に鑑み健康リスクがある程度高いと考えられる有害大気汚染物質を選定することとされている。

今般の見直しに当たっては、これらの考え方を踏襲し、我が国の大気環境目標値や諸外国及び機関の大気環境保全政策の中で利用されている目標値と比較して一定程度を超える濃度で検出されている物質又は発がん性等の重篤な影響を有し一定の曝露性のある物質を選定することとする。

2. 2 選定基準

以上の考え方を踏まえ、以下のいずれかの要件に該当する物質を「優先取組物質」として選定する。

(1) 大気環境保全上注意を要する物質群

ア 我が国の大気環境において、以下の値を超える濃度で検出されている物質

(ア) 我が国の大気環境目標（大気汚染に係る環境基準又は環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値（指針値））の1/10の値

(イ) 以下の諸外国及び機関における大気環境保全政策の中で利用されている目標値の幾何平均の1/10の値（我が国の大気環境目標が設定されていない物質に限る。）

①EUの目標値

②イギリスの大気環境目標

③オーストラリアの大気環境監視基準

④ニュージーランドの大気環境指針値

⑤WHO 欧州地域事務局のガイドライン値

イ アに該当する物質以外で、大防法附則第9項の規定による指定物質に指定されている物質

(2) 人に対する発がん性等の重篤な有害性が確認されており、一定の曝露性を有するもの

(1) に該当する物質以外で、以下の化管法における特定第一種指定化学物質の有害性の選定基準に該当する物質であって、

(ア) 過去10年間に於いて大気中からの検出例があるもの。

(イ) 過去10年間に於いて大気中からの検出例はないが、これまでに化管法に基づく大気中への排出量の届出があるもの。

化管法における特定第一種指定化学物質の有害性の選定基準

発がん性： 人に対して発がん性あり（化管法における発がん性クラス1に分類される物質）

変異原性： ヒト生殖細胞に遺伝的突然変異を誘発する

生殖毒性： 人の生殖能力を害する又は人に対する発生毒性を引き起こす（化管法における生殖毒性クラス1に分類される物質）

2. 3 新優先取組物質について

2. 2の選定基準により選定された物質は別添のとおり 25 物質となる。
各選定基準ごとに選定された物質の内訳は以下のとおりである。

2. 2 (1) アに該当するものは、21 物質。うち、(ア) に該当するものは 11 物質、(イ) に該当するものは 10 物質。

2. 2 (1) イに該当するものは、テトラクロロエチレンの 1 物質。

2. 2 (2) に該当するものは、3 物質。うち、(ア) に該当するものは 1 物質、(イ) に該当するものは 2 物質。

特に、今般の見直しにより新たに選定された物質は 5 物質である。(詳細は次のとおり)

物質名	優先取組物質への選定理由	わが国における曝露性に関する情報								主な用途 ⁵⁾
		有害大気汚染物質モニタリングデータ(最大値)	PRTR データ (トン/年) 及び届出事業所数 (平成20年度)						製造・輸出入量	
			大気への届出排出量	公共用水域への届出排出量	土壌への届出排出量	事業所内の届出埋立処分量	届出移動量	届出外排出量(推計)		
トルエン	オーストラリアの大気環境基準の10分の1以上の濃度で検出されているため。	110 µg/m ³	82,068 (約2万事業所)	56 (134事業所)	0.006 (1事業所)	0	46,113 (約3千5百事業所)	57,577	1,451,925 トン ¹⁾	トリレンジイソシアネート、フェノール、クレゾール等の原料、油性塗料、印刷インキ、油性接着剤等の溶剤
塩化メチル (別名:クロロメタン)	WHO 欧州地域事務局のガイドライン値の10分の1以上の濃度で検出されているため。	42 µg/m ³	1,639 (40事業所)	2.5 (1事業所)	0	0	5.1 (7事業所)	0	21,191 トン ²⁾	シリコーン樹脂、メチルセルロース、界面活性剤及び農薬の原料、発泡スチロール用などの発泡剤、低温抽出等
クロム及び三価クロム化合物	ニュージーランドの大気環境指針値の10分の1以上の濃度で検出されているため。	0.2 µg/m ³ (総クロム)	5.3 (128事業所)	32 (1,033事業所)	0.79 (6事業所)	19.5 (6事業所)	12,721 (799事業所)	36.6	563,000 トン ³⁾ (総クロム)	緑色顔料、染色用薬品、メッキ処理剤等
ベンゾトリクロライド (別名:ベンジリジン=トリクロリド)	化管法の特第一種指定化学物質の選定基準に相当する重篤な有害性(発がん性クラス1)に係る情報が確認されたため。	測定例 無し	0.0009 (2事業所)	0	0	0	55 (1事業所)	0	100~ 1,000 トン ⁴⁾	紫外線吸収剤、医薬品、農薬、染料や顔料等の有機化合物の原料
2-ブロモプロパン	化管法の特第一種指定化学物質の選定基準に相当する重篤な有害性(生殖毒性クラス1)に係る情報が確認されたため。	測定例 無し	0.21 (3事業所)	0	0	0	9.4 (4事業所)	0.008	100 トン ¹⁾	医薬品、農薬及び感光剤の原料、金属脱脂洗浄剤

(出典)

- 1) 15710の化学商品(化学工業日報社)(平成20年度)
- 2) 化審法に基づく監視化学物質の製造・輸入数量の合計量の公表(告示)
- 3) 鉱物資源マテリアルフロー(石油天然ガス・金属鉱物資源機構)(平成19年度)
- 4) 経済産業省製造・輸入量実態調査(平成19年度)
- 5) 化学物質ファクトシート(平成22年2月公表)

<参考:修正部分対照表(抜粋)>

修正後	修正前
<p>2. 優先取組物質の見直しについて</p> <p>2. 1 基本的な考え方</p> <p>優先取組物質は、平成8年1月30日付け中央環境審議会答申「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(中間答申)」にて示されている「国内外に人の健康への有害性についての参考となる基準値がある物質でこれらの値に照らし大気環境保全上注意を要する物質群、又は物質の性状として人に対する発がん性が確認されている物質群」(B分類物質)に該当するものであり、第二次答申において、有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質リストの中から、当該物質の有害性の程度や我が国の大気環境の状況等に鑑み健康リスクがある程度高いと考えられる有害大気汚染物質を選定することとされている。</p> <p>今般の見直しに当たっては、これらの考え方を踏襲し、我が国の大気環境目標値や諸外国及び機関の大気環境保全政策の中で利用されている目標値と比較して一定程度を超える濃度で検出されている物質又は発がん性等の重篤な影響を有し一定の曝露性のある物質を選定することとする。</p> <p>2. 2 選定基準</p> <p>以上の考え方を踏まえ、以下のいずれかの要件に該当する物質を「優先取組物質」として選定する。</p> <p>(1) 大気環境保全上注意を要する物質群</p> <p>ア 我が国の大気環境において、以下の値を超える濃度で検出されている物質</p> <p>(ア) 我が国の大気環境目標(大気汚染に係る環境基準又は環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値(指針値))の1/10の値</p> <p>(イ) 以下の諸外国及び機関における大気環境保全政策の中で利用されている目標値の幾何平均の1/10の値(我が国の大気環境目標が設定されていない物質に限る。)</p> <p>①EUの目標値</p> <p>②イギリスの大気環境目標</p>	<p>2. 優先取組物質の見直しについて</p> <p>2. 1 基本的な考え方</p> <p>優先取組物質は、第二次答申において、有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質リストの中から、当該物質の有害性の程度や我が国の大気環境の状況等に鑑み健康リスクがある程度高いと考えられる有害大気汚染物質を選定することとされている。</p> <p>今般の見直しに当たっては、その考え方を踏襲し、我が国の大気環境目標値や諸外国及び機関の大気環境保全政策の中で利用されている目標値と比較して一定程度を超える濃度で検出されている物質又は発がん性等の重篤な影響を有し一定の曝露性のある物質を選定することとする。</p> <p>2. 2 選定基準</p> <p>以上の考え方を踏まえ、以下のいずれかの要件に該当する物質を「優先取組物質」として選定する。</p> <p>(1) 我が国の大気環境において、以下の値を超える濃度で検出されている物質</p> <p>(ア) 我が国の大気環境目標(大気汚染に係る環境基準又は環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値(指針値))の1/10の値</p> <p>(イ) 以下の諸外国及び機関における大気環境保全政策の中で利用されている目標値の幾何平均の1/10の値(我が国の大気環境目標が設定されていない物質に限る。)</p> <p>①EUの目標値</p> <p>②イギリスの大気環境目標</p>

- ③オーストラリアの大気環境監視基準
- ④ニュージーランドの大気環境指針値
- ⑤WHO 欧州地域事務局のガイドライン値

イ アに該当する物質以外で、大防法附則第9項の規定による指定物質に指定されている物質

(2) 人に対する発がん性等の重篤な有害性が確認されており、一定の曝露性を有するもの

- (1) に該当する物質以外で、以下の化管法における特定第一種指定化学物質の有害性の選定基準に該当する物質であって、
 - (ア) 過去10年間に於いて大気中からの検出例があるもの。
 - (イ) 過去10年間に於いて大気中からの検出例はないが、これまでに化管法に基づく大気中への排出量の届出があるもの。

化管法における特定第一種指定化学物質の有害性の選定基準

発がん性： 人に対して発がん性あり（化管法における発がん性クラス1に分類される物質）

変異原性： ヒト生殖細胞に遺伝的突然変異を誘発する

生殖毒性： 人の生殖能力を害する又は人に対する発生毒性を引き起こす（化管法における生殖毒性クラス1に分類される物質）

- ③オーストラリアの大気環境監視基準
- ④ニュージーランドの大気環境指針値
- ⑤WHO 欧州地域事務局のガイドライン値

(2) (1) に該当する物質以外で、以下の化管法における特定第一種指定化学物質の有害性の選定基準に該当する物質であって、

- (ア) 過去10年間に於いて大気中からの検出例があるもの。
- (イ) 過去10年間に於いて大気中からの検出例はないが、これまでに化管法に基づく大気中への排出量の届出があるもの。

化管法における特定第一種指定化学物質の有害性の選定基準

発がん性： 人に対して発がん性あり（化管法における発がん性クラス1に分類される物質）

変異原性： ヒト生殖細胞に遺伝的突然変異を誘発する

生殖毒性： 人の生殖能力を害する又は人に対する発生毒性を引き起こす（化管法における生殖毒性クラス1に分類される物質）

(3) (1) (2) に該当する物質以外で、大防法附則第9項の規定による指定物質に指定されている物質。

(別添)

新優先取組物質

	物質名	該当する選定基準
1	アクリロニトリル	2. 2(1)ア(ア)
2	アセトアルデヒド	2. 2(1)ア(イ)
3	塩化ビニルモノマー(別名:クロロエチレン、塩化ビニル)	2. 2(1)ア(ア)
4	塩化メチル(別名:クロロメタン)	2. 2(1)ア(イ)
5	クロム及び三価クロム化合物	2. 2(1)ア(イ)
6	六価クロム化合物	2. 2(1)ア(イ)
7	クロロホルム	2. 2(1)ア(ア)
8	酸化エチレン(別名:エチレンオキシド)	2. 2(2)(ア)
9	1,2-ジクロロエタン	2. 2(1)ア(ア)
10	ジクロロメタン(別名:塩化メチレン)	2. 2(1)ア(ア)
11	水銀及びその化合物	2. 2(1)ア(ア)
12	ダイオキシン類	2. 2(1)ア(ア)
13	テトラクロロエチレン	2. 2(1)イ
14	トリクロロエチレン	2. 2(1)ア(ア)
15	トルエン	2. 2(1)ア(イ)
16	ニッケル化合物	2. 2(1)ア(ア)
17	ヒ素及びその化合物	2. 2(1)ア(イ)
18	1,3-ブタジエン	2. 2(1)ア(ア)
19	2-ブロモプロパン	2. 2(2)(イ)
20	ベリリウム及びその化合物	2. 2(1)ア(イ)
21	ベンゼン	2. 2(1)ア(ア)
22	ベンゾトリクロライド(別名:ベンジリジン=トリクロリド)	2. 2(2)(イ)
23	ベンゾ[a]ピレン	2. 2(1)ア(イ)
24	ホルムアルデヒド	2. 2(1)ア(イ)
25	マンガン及びその化合物	2. 2(1)ア(イ)